

平成 2 4 年度第 3 回北海道入札監視委員会 開催結果

(委員会次第)

- 1 開 会
- 2 報告事項
(1) 平成 2 4 年度入札契約執行状況 (平成 2 4 年 9 月末)
(2) 談合情報対応状況
- 3 審 議
抽出審議
- 4 閉 会

平成24年度 第3回北海道入札監視委員会 出席者名簿

委員 長	吉岡 征雄
委 員	赤 淵 由紀彦
委 員	伊勢田 和 幸
委 員	大 野 由 夏 (欠席)
委 員	蟹 江 俊 仁
委 員	柴 口 幹 男

五十音順、敬称略

関係各部局出席者

所属	職	氏名
農政部農村振興局事業調整課	課 長	西 山 宰
"	主 査	菊 池 祐 二
"	主 査	村 中 利 之
水産林務部総務課	課 長	佐 藤 寛
"	主 幹	前 田 満 雄
"	主 査	川 瀬 正 博
建設部建設管理局建設情報課	課 長	葛 西 悟
"	主 幹	佐 藤 克 幸
"	主 幹	玉 田 学
"	主 査	高 屋 光 行
"	主 査	有 馬 純 生
建設部建築局計画管理課	課 長	山 崎 雄 二
"	主 幹	玉 田 甲
"	主 査	木 村 剛
出納局総務課	主 幹	川 田 和 明
"	主 査	阿 保 恵 一
企業局総務課	主 査	大 家 康 照
企業局発電課	主 査	佐 藤 裕 一
"	主 任	早 坂 修 一
企業局工業水道課	主 査	木 村 弘 幸
"	主 任	酒 井 裕 敬

事務局

所属	職	氏名
総務部行政改革局	次長兼局長	坂 本 和 彦
総務部行政改革局行政改革課	課 長	濱 坂 真 一
"	主 幹	長 谷 山 英 嗣
"	主 査	高 道 智

平成24年度第3回北海道入札監視委員会議事録

1 開会

(事務局)

平成24年度第3回入札監視委員会を開催する。

本日は、大野委員が欠席されていますが、委員会設置要綱に定める開催要件を満たしていることを報告する。

2 報告事項

(1) 平成24年度入札契約執行状況(平成24年9月末)

【事務局から資料1に基づき説明】

《質疑》

(委員長)

資料5 ページ目の発注機関別入札・契約実績で地域限定型入札は件数が少ないので数字だけでは言えないのかもしれないが、産業振興部の落札率では70%台が4箇所、90%台が4箇所と、地域によってかなり差があるが、この原因は何か。特殊工事なり、何か別の要因があるのか。

(農政部)

地域限定型で実施している委託業務は、簡易な測量関係が主な用務ですから、その中で激しい競争の結果、そのようになったと思われる。

(委員長)

落札率が70%台となるのは分かる。一方で90%台の地域が4地域にあるというのは、逆に90%台のところには何か特殊な事情があるのではないのかという疑問がある。

低い落札率は言うとおりでと思うが、それはそれとして90%台で落札するというのには何かありませんか。件数が少ないから、たまたまそうなのかもしれないが、次回にでも報告頂きたい。

(2) 談合情報への対応状況

【事務局から資料2に基づき説明】

《質疑》

(委員)

この工事は、工区を2つに分割して、再募集した結果、6者と6者で入ってきたものではないか。

(農政部)

申し込んできたのが12者から6者に変更となったものである。

(委員長)

その6者の中には情報のあった業者が入っていなかったのか。

(農政部)

入札に参加した6者には入っていません。

3 審議

(1) シューパロ発電所建設事業天井クレーン製作据付工事

【企業局から資料に基づき説明】

《質疑》

(委員長)

クラブトオリという機械は各社で持っているものか。機械は指定しているものか。

(企業局)

製作している会社が、その機械を製作し、据付するものが一般的なイメージである。その製作部分を他の製作会社に依頼するのも可能と考えますが、過去に実際そのようにやった事例は聞いたことがない。

(委員長)

入札参加の4者はそれぞれ実際に製作している会社か。

(企業局)

実際に製作している会社です。

(委員長)

製作費が異なれば、今回の入札のように各社によって入札価格の開きが大きく出るのは分かる。今回の場合、各社の入札価格の内訳で大きい原因はどの辺にあるのか。製造費など工事内訳でも見ないと分からないのが、製造段階で安くできるノウハウがあって安くしているものなのか。どこに違いがあるのか、入札事務をしている段階では分からないのか。

(企業局)

それは分かりません。私どもは機械をつり上げる荷重に耐えられる機械を製作・据付して下さいという仕様を提示しているが、この後で機械をただ作りっぱなしという訳だけではなく、法に基づく荷重試験等があり、適当に作ることは出来ません。

(委員)

こういう機械は、基本的には特注品で、この場所にこれだけのスペックのものを作ってくれと設計から入るわけで、ここのつり荷重の仕様について出ているが、それ以外にも細かい部分では仕様書には移動のための速度制限だとか、ストロークなどつり下げる

ものを大きさによって仕様が決定されると思いますが、その場合の要件を全て満たしている。それらの仕様を提示した上で、それでも各社の入札価格について、こんなに差があったのか。

(企業局)

そのとおりです。

(委員)

特注品を作った場合、その完成後のメンテナンスについては、その製作会社が独占的に行う風習や慣習になっているのか。長い目で見た場合、製作価格段階では価格を落とすということも考えられるが。竣工後にこの機械のメンテナンスはここと契約することになるのか。

(企業局)

例えば独自のソフトウェアが含まれているもの場合は、そういう可能性もあると思いますけれども、天井クレーンについては、鉄の機械なので、補修等は製作会社以外でも部分的には対応可能であると考えている。

既設のクレーンも発電所の機械も含めた法定点検については、つい数年前までは企業局直営でやっていたが、現在はその一部、アウトソーシングの考え方から発電所の点検も別の会社に委託しており、製作メーカーとは契約していない。

(委員)

工期が長い理由は何故か。

(企業局)

打ち合わせしてから、設計・製作・据付するため、一年近くの工期を要する必要があるため。

(委員)

このようなクレーンを作れる会社はどの位あるのか。

(企業局)

北海道労働局に聞き取ったところでは、クレーン製作の許可を取って営業しているのが10社程度あった。

(委員)

今回、最低制限価格を下回ったものがあったが、この最低制限価格の算出方法が適切だったのかどうか。

(企業局)

最低制限価格は、予定価格の上限が9/10、下限が7/10の中から設定し、直接工事費の95%、共通仮設費の90%、現場管理費の85%、一般管理費の65%を出しまして、その結果、今回の工事の最低制限価格の場合は、予定価格の9/10の価格で設定した。

(委員長)

今回の場合、4者の入札価格のうち、一般管理費等の価格についてはどの位の金額で入っているのか把握しているか。また、落札した企業についてはどうか。

(企業局)

把握していない。

(委員)

入札した企業が入札価格のうちの一般管理費も分かると思うが、総額しか見ていないのか。例えば、普通の工事の場合、直接工事費や一般管理費などそれぞれの価格をチェックした上で、落札しているのではないか。

(企業局)

最低制限価格制度の場合は、入札価格の総額で判断している。

(委員長)

それは良いのかどうか、企業局だけではなく、道全体の入札制度の問題でもあるので、確認したいが、札幌市の場合はどうか。

(委員)

札幌市の場合、工事のものにもよるが、項目別にきちんとチェックしている。最低制限価格を何%に設定するとなっている。

総額しか見ないとすると、ちょっと不思議な感じがする。

(企業局)

低入札価格調査制度の場合は、内訳書のチェックをしている。

(委員)

最低制限価格の妥当性についての検証は、いつどのような形で行われているのかというのが問題になると思うが、どうか。

(企業局)

検証は行っていない。

(委員長)

他の部局で検証を実施しているものはないのか。この工事だけではなく、次の工事入札でも最低制限価格を下回るものがあるものだから、この最低制限価格が妥当な数字だったのかどうかということも、発注者側としては、どこかが検証しなければいけないと思うが、道には制度的にないのか。

(企業局)

検証ではないが、工事を実施する中で、監督員が適正に管理し、そして工事完成時には検査を行っているため、適正な工事が施工されたものと考えています。

(委員長)

それは分かるが税金等が投入されているから、工事がきちんと行われ、安い価格でできれば道としてはその方がいい訳で、ただきちんとしたものを作らなければいけないから、最低制限価格を設定していると思う。

最低制限価格を下回っていても、ちゃんとした工事が出来る業者がたくさんいるのであれば、下回ってもいいのではないかという議論も一方であると思う。

(委員)

予定価格がある金額以上のものになると、最低制限価格で一方向的に切るのではなくて、低入札価格調査制度で工事内訳を調査するものでしたか。

(企業局)

企業局の場合は、総合評価方式で実施する場合は低入札価格制度を実施しているが、今回の工事では最低制限価格で実施している。

昨年度、シューパロの工事で実施し、その中で資料をもらって確認して落札業者を決定した。

(委員長)

最低制限価格の決め方、算出の仕方は説明を受けたが、その価格は適正なのかどうかというのをどこかで検証するシステムがあるのか。

考え方や対応など実情を調べてもらって、説明してもらいたい。

(2) 苫小牧地区工業用水道改築事業新東幹線配水管布設工事 5 工区

【企業局から資料に基づき説明】

《質疑》

(委員長)

苫小牧地区は全部で 1 ～ 5 工区あるのか。

(企業局)

苫小牧地区としては改築工事としては平成 18 年度から工事を進めており、更に幹線毎に工区名を付けていて実施している。平成 23 年度においては、5 工区と 6 工区の 2 つの工事を実施し、平成 23 年度で終了した。

(委員)

契約金額が最終的に増額になっているが、良くあるケースなのか。

(企業局)

土の掘削など、地中で見えない工事であり、その中で地下水の上昇等や既設の路盤の厚さが違うなど要因で、金額が増減したものであり、一般土木工事としては良くあるケースである。

(委員)

今回は 5 工区だが、今まで施行してきた工区を受注している業者の落札率は大体 90

%であったのか。

(企業局)

最低制限価格制度が現在のほぼ90%になっており、積算基準等も公表されていることから、最低制限価格を狙う業者が多いと思う。

(委員)

同じ業者でも、工事によって、最低制限価格に近い価格を設定したり、それより大きい価格を設定しているものがある。経験則でいけば、全て最低制限価格に近い数字になると思うが不思議に思う。

(委員長)

継続工事についての担当の事務局では過去何年からの経過を見ていくと何か分かるのではないかを思う。

そういう目で見て頂くと入札監視委員会としては監視しやすいと思う。

この工事を単発的にどうこういうつもりはない。

(3) 苫小牧地区工業用水道改築事業新東幹線配水管布設工事 6 工区

【企業局から資料に基づき説明】

《質疑》

(委員)

5工区と6工区は同じような場所で同じような工事について積算している訳だから、ある程度は発注者側の設計価格に応じた入札価格が、入札者から出てくると思うが、どうか。

(企業局)

今回の工事の場合は、結果的には最低制限価格を下回った業者が半分くらいおります。

5工区と6工区の違いで出るとすれば、一番大きいもので推進工がある。

推進工は開削して管を布設するものではなくて、特殊な推進マシンで道路の下を1500mm位のものを推進していく。これが結構、見積もりの仕方次第では、取引のある専門業者などいれば大きく異なると思う。

(委員長)

このように連続して入札をチェックして見るのもひとつの手法である。

4 閉会

(委員長)

以上で本日の委員会は終了しますが、事務局から何かありますか。

(事務局)

次回の委員会開催については、2月中旬以降に実施する方向で委員長と打合せの上、決めさせていただきますので、よろしくお願いします。

(委員長)

それでは、これで委員会を終了します。

(了)